

## 金沢都市計画特別用途地区の変更（金沢市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

上段赤書きは変更前

種 類	面 積	備 考
大規模集客施設制限地区	(約 1, 362 h a) 約 1, 363 h a	建築制限の概要 ・大規模集客施設 (床面積合計が 1 万平方メートルを超えるもの)

## 理由

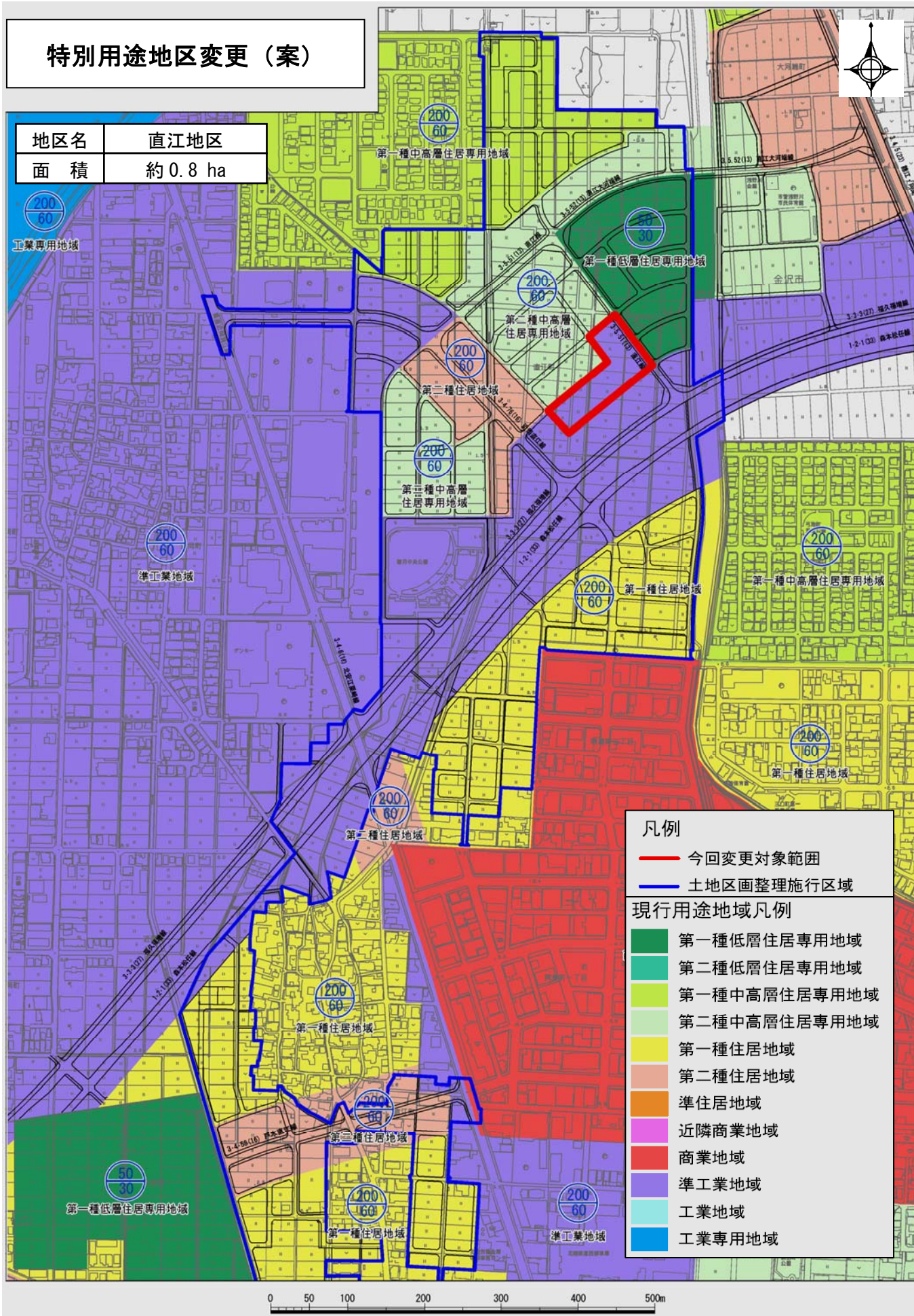
金沢市においては、中心市街地活性化基本計画の認定（平成 19 年 5 月 28 日）による中心市街地の活性化を図るとともに、郊外地の大規模集客施設を抑制するために、既に第 1, 3 種特別工業地区として指定されている範囲を除く、全ての準工業地域において「特別用途地区（大規模集客施設制限地区）」が指定されている。

今回、副都心北部直江地区の用途地域の変更により、準工業地域を指定する地区について、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）の指定をする。



特別用途地区変更（案）

地区名	直江地区
面積	約0.8 ha



- 凡例**
- 今回変更対象範囲
  - 土地区画整理施行区域
- 現行用途地域凡例**
- 第一種低層住居専用地域
  - 第二種低層住居専用地域
  - 第一種中高層住居専用地域
  - 第二種中高層住居専用地域
  - 第一種住居地域
  - 第二種住居地域
  - 準住居地域
  - 近隣商業地域
  - 商業地域
  - 準工業地域
  - 工業地域
  - 工業専用地域